

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

第8期介護保険事業計画に記載の内容				R3年度(年度末実績)																																
区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	課題と対応策																														
①自立支援・介護予防・重度化防止	<p>【現状】</p> <p>○介護が必要となった要因として、女性は筋骨格疾患、男性は認知症の割合が多い。</p> <p>○「介護予防・日常生活圏ニーズ調査」において、地域住民の有志による健康づくり・地域づくり活動への参加について、およそ5割が参加意向を示したものの、住民主体による介護予防活動の場は増加していない。</p> <p>【課題】</p> <p>○住民に対し「自分の健康は自分でつく」ことへ意識を持ってもらい、自らすすんで介護予防に取り組む環境づくりが必要。</p>	<p>○住民主体による介護予防活動の推進</p> <p>○高齢者のつどいの場の提供</p>	<p>○高齢者のための健康講座の開催</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業終了後、住民主体のつどいの場へ移行した件数</th> <th>H30年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>実績値</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>○介護予防活動実施箇所数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>介護予防活動実施箇所数(月1回以上実施)</th> <th>H30年度</th> <th>R1年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標値</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>実績値</td> <td>8</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>17</td> </tr> </tbody> </table>	事業終了後、住民主体のつどいの場へ移行した件数	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	目標値				1	実績値	0	0	0	0	介護予防活動実施箇所数(月1回以上実施)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	目標値				18	実績値	8	16	17	17	<p>○高齢者のための健康講座</p> <p>・農閑期となる時期に行政主導で3ヶ月程度開催。 ・地区公民館など住民に身近な場所ですべて開催する。 ・理学療法士や栄養士、歯科衛生士等の専門職を派遣し、いきいき100歳体操の効果的な実施方法や口腔ケア、フレイル予防などを学びつつ、「週1回公民館に通う。」ことを習慣付け、事業終了後に住民主体によるつどいの場に移行できるよう併走支援する。</p>	△	<p>○令和3年度は12月～2月の予定で1自治会において実施したが、コロナウイルス感染拡大により途中で中止となり、再開可能な時期には農繁期に突入したため、タイミングが合わず住民主体のつどいの場への移行とならなかった。</p> <p>○晩秋頃を見計らって、中断しているつどいの場に再度の実施を促す。</p> <p>○年度内に中断したが住民主体で再開した自治会も存在するため、当該自治会の取組を情報発信し、どの自治会でも実施が可能であることをアピールする。</p>
事業終了後、住民主体のつどいの場へ移行した件数	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度																																
目標値				1																																
実績値	0	0	0	0																																
介護予防活動実施箇所数(月1回以上実施)	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度																																
目標値				18																																
実績値	8	16	17	17																																
②給付適正化	<p>高齢化の進展に伴い、介護給付等に要する費用の増大が見込まれる。介護給付等に要する費用の適正化を図るとともに、利用者本位の質の高い介護サービスが提供されるようにする必要がある。</p>	<p>(1)要介護認定の適正な実施 認定調査票の内容について点検を行う。</p> <p>(2)ケアプランの点検 居宅介護(予防)サービス計画の記載内容について、事業者に資料提供を求め、点検を行う。また、実地指導の際、ケアプランの確認を行う。</p> <p>(3)住宅改修等の点検 工事施工する前に、事前申請書による工事見積書等の点検及び受給者への訪問調査により実態確認を行う。</p> <p>(4)医療情報との突合・縦覧点検 国民健康保険団体連合会により作成される医療情報との突合帳票、縦覧点検帳票を活用し、請求内容の点検を行う。</p> <p>(5)介護給付費通知 受給者に対し、介護給付費の額、利用したサービスの内容等を通知する。</p>	<p>(1)要介護認定の適正な実施 委託を行った調査も含め、認定調査票について職員による全件確認を行う。</p> <p>(2)ケアプランの点検 要支援1・2及び要介護1・2のうち、支給限度額が概ね8割以上の居宅介護(予防)サービス計画について、青森県の「介護給付適正化事業に係るアドバイザー派遣事業」を活用し、ケアプラン点検を行う。 点検数 (R3)20件 (R4)20件 (R5)20件</p> <p>(3)住宅改修等の点検 住宅改修について、職員による現地確認及び書類確認を行うことで、適切な住宅改修となるよう点検を行う。 福祉用具購入について、職員による申請書を審査し、疑義のあるものについて確認を行う。</p> <p>(4)医療情報との突合・縦覧点検 国民健康保険団体連合会から送付される帳票をもとに、点検・突合を実施し、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行う。また、医療と介護の重複請求の有無を確認する。 医療情報との突合 (R3)12件 (R4)12件 (R5)12件 縦覧点検 (R3)12件 (R4)12件 (R5)12件</p> <p>(5)介護給付費通知 受給者に対して、2か月ごとに通知を行うことで、適切なサービスの利用となるよう普及啓発を行う。 送付回数 (R3)6回 (R4)6回 (R5)6回</p>	<p>(1)要介護認定の適正な実施 認定調査票について、全件(170件)確認を行った。</p> <p>(2)ケアプランの点検 ケアプラン分析システムを活用し、要支援1・2及び要介護1・2のうち、支給限度額が概ね8割以上の居宅介護(予防)サービス計画について、ケアプラン点検を行った。 ケアプラン点検数 15件 住宅改修や福祉用具購入の審査時に、ケアプラン点検を行った。 ケアプラン点検数 3件 介護サービス事業所に対する実地指導において、ケアプラン点検を行った。 ケアプラン点検数 3件 ケアプラン点検数合計 21件</p> <p>(3)住宅改修等の点検 住宅改修について、事前申請の際、職員により自宅の訪問調査を行い実態確認を行った。改修後についても書類(写真)確認を行った。 福祉用具購入について、申請書の審査・確認を行った。 住宅改修 2件 福祉用具購入 8件</p> <p>(4)医療情報との突合・縦覧点検 医療情報との突合について、医療と介護の重複請求等の確認を行った。 縦覧点検について、点検・突合を行った。 医療情報との突合 12件 縦覧点検 12件</p> <p>(5)介護給付費通知 受給者へ奇数月に通知を行った。 R3.5月 172件、R3.7月 166件、R3.9月 167件、R3.11月 170件、R4.1月 169件、R4.3月 173件</p>	◎	<p>【課題】</p> <p>認定率は減少傾向にあり、青森県平均・全国平均より下回った。しかし、今後、高齢化が進む中、介護給付の適正化はさらに重要なものになっていく。</p> <p>【対応策】</p> <p>目標について概ね達成できているが、継続的にこれらの介護給付適正化に取り組み、介護保険サービス利用者が必要とする適切なサービス確保に努め、費用の効率化を図っていく。</p>																														